

【重要】燃えるごみ用指定袋の品薄に伴う 臨時対応について（7月10日まで）

住民の皆さまへ

現在、指定ごみ袋（燃えるごみ用）の品薄となっていることから、下記のとおり臨時対応を実施いたします。なお、7月上旬には入荷が見込まれております。

臨時対応の内容

指定の燃えるごみ袋が入手できない場合は、
資源ごみ用指定袋にマジック等で大きく「可」と記載したものを、
燃えるごみ用指定袋の代替として使用できます。
資源ごみ用指定袋以外のごみ袋は、
代替利用できません。

※収集作業員が容易に確認できるよう、袋の見やすい位置に大きく記入してください。



臨時対応期間

**令和8年7月10日（金）までの
可燃ごみ収集日に限ります。**

ご注意ください

令和8年7月13日（月）以降

燃えるごみは、これまでどおり「燃えるごみ用指定袋」で排出してください。

資源ごみ用指定袋やその他の袋で排出された可燃ごみは、**違反ごみとして収集できません。**

住民の皆さまへのお願い

- 指定ごみ袋の買い占めはお控えいただき、必要分を購入願います。
- 収集作業を円滑に行うため、臨時対応期間および対象袋をお守りください。
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

【この件についてのお問い合わせ先】

南会津地方広域市町村圏組合環境衛生課環境行政係
〃 東部クリーンセンター
下郷町役場町民課生活安全係

電話：0241-62-0054
電話：0241-67-3820
電話：0241-69-1133